

わになって・みんなポカポカ・大鰐町

広報

おおわに

2月号

令和6年
(2024年)
No.745



今月のおもな内容

- ◆ まちの話題 2
- ◆ まちのお知らせ 3
- ◆ 議会だより 10
- ◆ こちら警察・消防! 17
- ◆ 18、
- ◆ 月替わりの掲載コーナー 20
- ◆ おおわにから版 22、23
- ◆ 3歳児健診 むし歯のない子 24



楽積み木広場が開かれました

1月13日、わにっこクラブ主催の楽積み木広場が開かれました。
阿保代表は「当初の開催から今年で15年目となる。親御さんや児童館の方々、町内の保育園等、周りの方々に協力いただくことができた。また、平面でしか作れなかった子供たちが立体で造形できるようになるなど、成長を感じられることが非常に嬉しい。このような安全で安心できる居場所があればいいなと思う、この機会を来年度以降も継続していきたいと考えている。」と述べました。
参加した子どもたちは、真剣に取り組みとともに楽しんでいた様子で「楽しかった、またやりたい」との声がありました。

死亡事故ゼロ2700日を達成しました

町が交通死亡事故ゼロ2700日を達成したとして、町交通安全対策協議会と町交通安全母の会連合会は、昨年12月26日、県警察本部において磯丈男県警察本部長から表彰を受けました。
山田町長は「母の会や関係団体と連携しながらこういう素晴らしい記録につながり、感謝したい。今後も連携し努めていきたい」、成田会長は「交通安全は家庭から」をスローガンに、マスコットの配布活動等を行ってきた。これからも一日一日を積み重ねていきたい」と話していました。

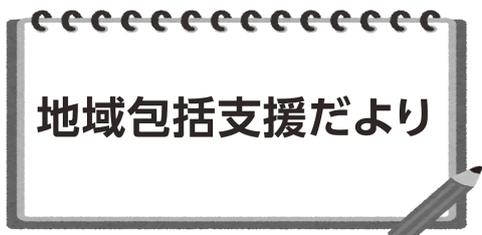


健康フェスタ in 鰯 come が開催されました

健康運動指導士の小関潤子先生による運動を交えた講演や出張健康鑑定団の体組成等の測定、第一生命保険株式会社の協力による野菜の摂取量の測定等が行われました。
山田町長は「健康長寿宣言八か条には、『健康づくり事業には、積極的に参加します』と掲げており、ここに参加されている皆さまは、まさに町民の模範となるものであります」と述べました。
参加者は小関先生と大鰯小唄のサンバ調のリズムに合わせて楽しく体を動かし、健康づくりに取り組んでいました。

新年互礼会が開かれました

町商工会主催の新年互礼会が1月12日に地域交流センター「鰯 come」にて4年ぶりに開かれました。
開会に先立ち、新年祈願祭が行われ、町の経済発展・町民の健康と安全を祈願しました。
開会にあたり、佐藤会長より「コロナの関係で4年ぶりの開催となりました新年互礼会も、おかげさまで29回目を迎えることができました。この1年はもとより、コロナ禍での長期間、皆様が大鰯町商工会をご支援くださいましたことに心より感謝とお礼を申し上げます。」と式辞が述べられました。



みんなで防ごう 消費者トラブル

高齢者は、「健康」「お金」「孤独」という3つの大きな不安をきっかけとしたトラブルに巻き込まれやすい傾向があると言われています。また、認知症などにより判断能力が不十分となった高齢者が消費者被害に遭うケースも増えています。地域の見守りで消費者被害を防ぎましょう。

●気づきのポイント

高齢者は、消費者被害にあっても本人が気付いていないケースや、気付いても「人に知られるのが恥ずかしい」「家族に怒られる」と周りに相談できず1人で抱え込んでいるケースも多いため、小さなサインに気付くことが重要です。高齢者だけで生活しているお宅で以下にチェックが入る場合は、声をかけ自然な会話の流れで話を聞いてみましょう。

こんなことはありませんか…？

- 見慣れない人や車が出入りしている
- 見慣れない段ボールや新しい商品がある
- 見積書、契約書など不審な書類や名刺が置いてある
- 頻繁に金融機関やコンビニでお金を支払っている
- お金に困っている様子が見られる
- 修理やリフォームを頻繁に行っている



困ったな、おかしいなと思ったら

【高齢者の方へ】

少しでも不審に思ったり、トラブルが起きた時は、1人で悩まず相談しましょう。

【地域の方々へ】

消費者トラブルに気付いた時は、相談にのったり、相談する機関を紹介するなどのご協力をお願いします。

【相談先】

弘前市市民生活センター（☎34・3179）または消費者ホットライン188（イヤヤ！）へすぐご相談ください。

3月の事業のお知らせ

「もの忘れ検診」「おれんじカフェ」

- 日時 3月11日（月）午前9時30分から午前11時30分まで
- 場所 大鰐町総合福祉センター

○もの忘れ検診

65歳以上の町民を対象に認知症の早期発見・早期受診を目的として実施しています。検査はタッチパネルを使用して行います。検査時間は1人30分程度です。

※検査を希望される場合は事前申し込みが必要です。検査費無料

【申込先】保健福祉課地域包括支援係 ☎55・6569（直通）

○おれんじカフェ

認知症について知る、相談することができる場として実施しています。認知症の方やその家族だけでなく、認知症に関心のある方はどなたでも参加できます。お飲み物や脳トレもご用意していますのでお気軽にご参加ください。

※事前申し込みは不要です。参加費無料。

■お問合せ 保健福祉課地域包括支援係 ☎55・6569（直通）

中央公民館改修工事に伴う全館休館のお知らせ

中央公民館改修工事に伴い、昨年11月から図書室のみの利用となっておりますが、下記のとおり全館休館することとなりました。

利用者・周辺住民の皆様には、利用の制限や工事に伴う影響があることから、多大なご不便・ご迷惑をお掛けしますが、何とぞ、ご理解とご協力をお願いいたします。

1. 全館休館期間

令和6年3月1日（金）から9月30日（月）まで（予定）

2. 図書室の利用

利用可能期限：令和6年2月29日（木）まで（相互貸借も含む）

書籍返却方法：令和6年3月1日より平日18時までに事務室へ返却

※県オンライン貸出及び遠隔地返却サービスについては、現事務室又は移転先事務室での受け渡しになります。

3. 教育委員会事務室の移転

令和6年4月1日（月）から旧大鰐第二小学校へ移転します。

旧大鰐第二小学校 TEL：88-6035、FAX：48-2413



■お問合せ 教育委員会学務生涯学習課 ☎48・3201

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます

相続（遺言も含みます。）によって不動産を取得した相続人は、その所有権の取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないこととされました。

遺産分割の話合いがまとまった場合には、不動産を取得した相続人は、遺産分割が成立した日から3年以内に、その内容を踏まえた登記を申請しなければならないこととされました。

正当な理由がないのに義務に違反した場合、10万円以下の過料の適応対象となります。

より簡易に相続登記の申請義務が履行できるように、相続人申告登記が新たに設けられます。

詳しくは、法務省ホームページを確認又は青森地方法務局登記部門までお問い合わせください。

◎法務省ホームページ

「不動産を相続した方へ

～相続登記・遺産分割を進めましょう～」はこちら



■お問合せ

青森地方法務局登記部門

☎017・776・6231（音声案内2番）

令和6年度の交通災害共済
（1日1円保険）の受付が始
まります

令和6年2月1日（木）から、令和6年度の交通災害共済の加入手続きの受付を開始します。交通災害共済とは、年間350円の掛け金で、全国どこで起きた交通事故でも、弔慰金または災害の程度に応じた見舞金をお支払いする制度です。

ぜひ、家族そろって加入しましょう。共済期間は4月1日から翌年3月31日となります。

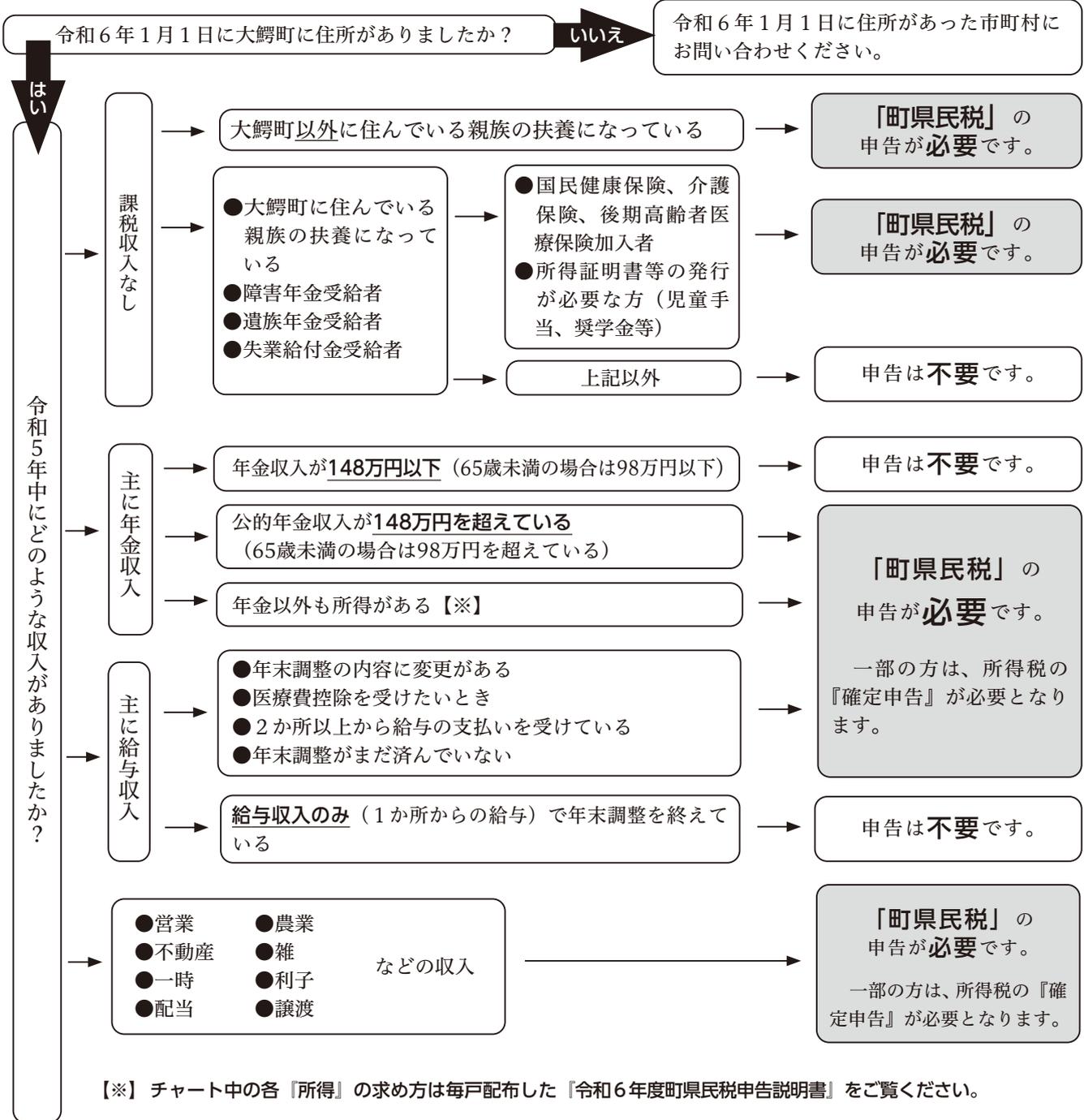
なお、各地域で団体加入をされる方は、取りまとめの方へ3月までに加入申し込みを行ってください。団体加入の方は、役場において個人加入のお手続きは不要となります。大鰐町の小中学生や保育園・幼稚園に通っている児童生徒については、学校等でお申し込みください。

■お問合せ 住民生活課 ③番窓口
☎55・6563（直通）

町県民税の申告が必要かチェックしてみましょう

今月から町県民税の申告相談が始まります。下のフローチャートで申告が必要か確認してみましょう。自分に当てはまる矢印を進んでください。なお、表示の年齢は令和6年1月1日現在のものになります。

【注意】チャートは一般的なケースを想定していますので、ご不明な点は税務課 ☎55・6562（直通）までお問い合わせください。



※以下に該当する方は税務署にて『確定申告』を行う必要がある方です。

- 青色申告をする方
- 海外での収入がある方
- 令和5年中に住宅の新築や増改築、中古住宅の購入をし、『住宅借入金等特別控除』の対象となる方
- 先物取引を行った方
- 消費税、贈与税、相続税の申告が必要な方

■お問合せ 税務課 ☎55・6562（直通）

令和6年度町民税・県民税申告相談

●とき

令和6年2月9日（金）から3月13日（水）まで

※詳しい日程は1月号広報又は毎戸配布の『令和6年度町県民税申告説明書』をご覧ください。

国民健康保険被保険者のみなさまへ

交通事故など第三者の行為によるケガや病気で国民健康保険を使って治療を受けるときは、必ず国保の窓口で「第三者行為による傷病届」を提出してください。

●第三者の行為によるケガ・病気とは？

交通事故（バイクや自転車も含む）、暴力行為、購入食品や飲食店などでの食中毒、他人のペットによる負傷などです。ただし、工作中や通勤中の交通事故などは、労災保険が適用されるため、国保は使用できませんので、その旨を医療機関に申告してください。

●必ず「第三者行為による傷病届」を提出してください！

交通事故などの第三者行為によりケガや病気をしたときの医療費は、被害者に過失がない場合、加害者が全額負担することが原則です（被害者に過失があった場合は、その割合に応じて加害者から受け取る医療費が減額されます）。しかし、加害者との交渉などで時間がかかる場合もあるため、一時的に国保が医療費を立て替えて、あとで加害者に請求することで、被害者の負担を軽減します。その際、「第三者行為による傷病届」が必要となりますので、速やかに提出をお願いします。すぐに届出ができない場合は、国保年金係へ電話連絡をお願いします。

●届出に必要なものは？

- ①第三者行為による傷病届
- ②交通事故証明書
- ③事故発生状況報告書



④被保険者の念書

※上記の様式は町HPへ掲載しています。

⑤被保険者証

⑥届出人の個人番号、本人確認書類、印鑑

●なぜ届出が必要なの？

届け出がないと、本来加害者が負担する医療費を国保が負担することになります。また、届出が遅れた場合は、国保から加害者への請求が遅れ、国保が医療費を回収できない可能性が高まります。いずれの場合も、国保の負担が増し、国保加入者の保険税の負担増につながってしまいます。

また、加害者との話し合いで示談が成立すると、国保が立て替えた医療費を加害者へ請求できなくなることがあります。その場合、国保は被害者へ医療費を請求することになりますので、示談する前に必ず国保年金係までお知らせください。

●負傷原因調査にご協力ください！

医療機関から町に請求される内容に外傷性による傷病名（打撲・骨折・裂創等）が記載されている方を対象に、「外傷性の傷病に係る負傷原因調査」を行っています。調査依頼が届いた場合は、ご協力くださるようお願いいたします。

■お問合せ

住民生活課国保年金係 ☎55・6563（直通）

久吉ダム水道企業団からお知らせ

●冬期間の『水道料金』について

1月から3月までの冬期間は積雪等により検針が困難なため、水道メーターの検針は行っておりません。

このため、1月から3月までの水道料金については、10月から12月までの3か月分の平均使用水量を各月の使用量とみなし、料金を算定して請求させていただきます。なお、過不足が発生した場合は、4月以降に精算しております。

冬期間における水道料金等のご不明な点については、企業団までお問い合わせください。何とぞご理解とご協力をお願いいたします。

●水道の凍結について

冬期間の凍結による水道管の破損には、十分注意しましょう。

万が一水漏れがあった場合は、当企業団指定業者にて修理してください。

※凍結防止のための水の出しっ放しについては、軽減対象にはなりませんのでご了承ください。

指定給水装置工事事業者は
こちらをご覧ください→



●水道使用の開始・中止について

水道の使用を開始・中止される場合、予定日の4～5日ほど前までに当企業団までお問い合わせください。

■お問合せ

久吉ダム水道企業団 ☎48・2229



後期高齢者医療被保険者のみなさまへ ～75歳以上の方にお知らせです～

●「高額介護合算療養費の支給申請のお知らせ」の送付について

後期高齢者医療制度に加入している方で、医療費と介護サービス費の自己負担額の1年分（令和4年8月1日～令和5年7月31日）の合算額が限度額（※表参照）を超えた場合、その超えた額が支給されます（500円以下の場合の対象外）。世帯内に後期高齢者医療制度に加入している方が複数いる場合は、世帯で合算して支給額を計算します。

支給要件に該当すると思われる世帯には、2月下旬（予定）に青森県後期高齢者医療広域連合から「支給申請のお知らせ」を送付します。お知らせが届いた方は住民生活課国保年金係に申請してください。

対象期間中に後期高齢者医療制度に加入した方や転入してきた方等がいる世帯には、支給対象となる世帯でも「支給申請のお知らせ」が送付されない場合がありますので、対象になるとと思われる方は青森県後期高齢者医療広域連合にお問い合わせください。

| 所得区分 | 所得 | 自己負担限度額 (後期高齢者医療+介護保険) |
|---------|----------------------|---------------------------|
| 現役並み所得Ⅲ | 課税所得690万円以上 | 212万円 |
| 現役並み所得Ⅱ | 課税所得380万円以上690万円未満の方 | 141万円 |
| 現役並み所得Ⅰ | 課税所得145万円以上380万円未満の方 | 67万円 |
| 一般 | 住民税課税世帯の方 | 56万円 |
| 低所得Ⅱ | 非課税世帯の方 | 31万円 |
| 低所得Ⅰ | 非課税世帯で世帯員全員の所得が0円の方 | 19万円 |

自己負担額は、支払った額から高額療養費や高額介護（予防）サービス費を除いた額です。

○申請に必要なもの

- ・支給申請書
- ・支給申請のお知らせ
- ・後期高齢者医療被保険者証
- ・介護保険被保険者証
- ・個人番号（マイナンバー）がわかるもの（通知カードまたはマイナンバーカード）
- ・本人確認書類（官公庁発行・発給の顔写真付き身分証明書）
- ・印鑑（認印）※申請者と受領者が異なる場合は両者の押印が必要です。
- ・通帳（または通帳のコピー）等口座情報のわかるもの

※被保険者が亡くなっている場合は受領申立書の提出が必要です。（事前に提出した場合は不要です。）

※被保険者以外の方が申請又は受領する場合は委任状が必要です。

※被保険者以外の方が申請する場合は委任状に加え、被保険者の個人番号がわかるもの（コピー可）、申請者の本人確認書類が必要です。詳しくは住民生活課国保年金係までお問い合わせください。

※重度心身障がい者医療費の助成を受けている場合は、大鰐町へ受領を委任する委任状が必要です。

※対象期間中に青森県後期高齢者医療以外の医療保険や他市町村の介護保険の加入歴と、自己負担額がある場合は、それらの保険の自己負担額証明書が必要です。

※成年後見人が申請される場合は、登記事項証明書（3か月以内に発行されたもの）をお持ちください。

●「医療費通知書」の送付について

医療費通知書は、ご自身の受けた医療の状況を知っていただくために年1回お送りするお知らせです。令和5年1月から12月診療分の医療費通知書は、2月末に発送します。

確定申告にご利用される方には、令和5年1月から11月診療分が記載された医療費通知書を発行することができますので、2月1日から設置するコールセンターへ、被保険者番号がわかるもの（被保険者証等）をご用意の上でご連絡ください。コールセンターの電話番号は、1月中旬頃に青森県後期高齢者医療広域連合のホームページに掲載するほか、住民生活課国保年金係の窓口に掲示します。

なお、確定申告に利用するための1年分の医療費通知情報は、例年、2月9日からマイナポータルでも取得可能です。

■お問合せ 住民生活課国保年金係 ☎55・6563（直通）
青森県後期高齢者医療広域連合 ☎017・721・3821

住民生活課（年金）だより

●「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発送されます

日本年金機構から、下記の対象者にあて「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発送されています。お手元に届きましたら、確定申告の際にご利用ください。

送付スケジュールは次のとおりです。

| 発送時期 | 対象者 |
|----------------------|--|
| 令和5年10月下旬から11月上旬にかけて | 令和5年1月1日から令和5年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方 |
| 令和6年2月上旬（予定） | 令和5年10月1日から令和5年12月31日までに国民年金保険料を納付された方（上記の対象者は除きます。） |

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、社会保険料控除として課税所得から控除されます。令和5年の控除の対象となるのは令和5年1月1日から令和5年12月31日に納められた保険料の全額です。対象期間中のお支払いであれば、過年度分の保険料や追納された保険料も控除の対象となります。

なお、ご家族の負担すべき分を支払っている場合は、ご自身の分に加えその保険料についても控除が受けられます。申告の際に、受付職員へ資料としてご提示ください。

また、日本年金機構ホームページにおいて「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に関する概要、よくあるご質問（Q&A）等について掲載されていますのでぜひご覧ください。また、同ホームページに、お問い合わせに対してチャットの形式で自動的に応答するチャットボット（控除証明書相談チャット）が開設されていますのでぜひご利用ください。

ホームページ 日本年金機構 (<https://www.nenkin.go.jp/>)

相談ダイヤル 年金ダイヤル (0570・003・004)

■お問合せ

日本年金機構弘前年金事務所 ☎27・1339

住民生活課国保年金係 ☎55・6563（直通）

新庁舎建設候補地及び庁舎の規模の決定について

町から新庁舎建設検討委員会へ諮問していた建設候補地及び庁舎の規模について、12月21日に同委員会から答申がありました。

建設候補地については、災害危険度等を考慮し現大鰐町役場を候補地として選定。庁舎の規模については、今後の人口減少等を踏まえ3,000m²以下とするこの答申書が同委員会より提出されました。（答申書の内容については、町ホームページを参照）

今後は、新庁舎建設基本構想・基本計画を策定し、新庁舎の建設スケジュール等について決定していくこととなります。



産前産後期間に係る国民健康保険税の減免制度について

国民健康保険被保険者の方が出産する際に、産前産後期間に係る国民健康保険税が減免される制度が創設されました。

●対象となる方

令和5年11月1日以降に出産する予定または、出産※した国民健康保険被保険者の方
 ※出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産をいい、死産、流産（人工妊娠中絶を含む。）、早産を含みます。

●対象となる内容及び期間

〈対象となる内容〉

対象者の保険税のうち所得割額及び均等割額の一部

〈対象となる期間〉

単胎妊娠の方：出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間

多胎妊娠の方：出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間

（例）下記表の着色部分が対象となる期間です。

| （例）減免該当月 | | | | | | | |
|----------|----|----|-----|----------------|-----|----|----|
| | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 |
| 単胎妊娠 | | | | 出産予定日 (出産日) | | ※ | |
| 多胎妊娠 | | | | 出産予定日 (出産日) | | ※ | |

※制度開始は令和6年1月1日となるため、制度開始時の減免対象保険税は、着色部分のうち令和6年1月分以降の保険税（所得割額・均等割額）となります。

●届出方法

○下記の書類を添えて届出をしてください。

・母子健康手帳の写し等（出産予定日が確認できる部分）

※多胎妊娠の場合は、人数分の母子健康手帳をご準備ください。

・世帯主及び出産される方のマイナンバーが確認できるもの

○出産予定日の6か月前から届出が可能です。

なお、大鰐町に妊娠届を提出した方や、妊産婦10割給付証明書交付申請をされた方は、この届出を省略することができます。

■お問合せ 住民生活課国保年金係 ☎55・6563（直通）

マイナンバーカードに関する手続き
 のための夜間窓口の開設について

夜間窓口は毎週木曜日（祝日等で閉庁日の場合は前日）に開設しています。
 受付時間は、17時～19時となります。

手続きをご希望される方は、事前予約をしてください。予約がない場合は、夜間窓口は開設しませんのでご了承ください。

●インターネットからのご予約
 スマートフォン・パソコン



受取予約



申請予約

町HP・「くらしの情報」↓「マイナンバー制度」↓「マイナンバーカード交付・申請来庁予約」↓「受取予約」又は「申請予約」へ

●お電話での予約
 ☎55・6563（平日8時30分～17時）

お手元に、住民生活課から送付されたハガキをご用意していただき、ご希望の日時を決めていただいて、お電話口でマイナンバーカード予約の件とお伝えください。

※予約は、約1か月前までできます。
 ※予約状況によりご希望に添えない場合があります。予めご了承ください。

■お問合せ 住民生活課戸籍住民係
 ☎55・6563（直通）

一般質問

12月

定例町議会

議員 二子裕
議員 浩博一
議員 橋谷田
議員 高山前
議員 高橋一
議員 文子広
議員 和富道
議員 谷内浦
議員 秋田竹三
議員 藤

7名登壇

- ① 町は町民の相談を受ける際、「個人
のプライバシー」への配慮は万全か
② 町立大鰐診療所について



秋田谷 和文 議員

問 ① (一) 山田町政において「プ
ライバシーの保護」は如何に位
置づけられ、職員にはどのように浸透
させているか。

(二) 個人のプライバシーにかかわ
る相談に対し、いかなる形態で相談に
応じているか。万全の配慮が講じられ
た形で対応が為されているのか。現状
の説明を求めたい。

(三) 前述の懸念を避けるため、職
員も含めたほかの第三者へ相談内容が
漏れないように、更には、相談の事実
すら極力、秘匿しようように、きちん
とした部屋を設けるべきではないか。

答

① (町長)

(一) 「大鰐町特定個人情報等の
取扱いに関する管理規程」において、
特定個人情報等の適正な取扱いについ

て規定しており、職員に対しては、様々
な研修に参加させることで、特定個人
情報等の取扱いについて理解を深め、
その保護に関する意識の高揚を図って
いる。

(二) 現在、役場庁舎内には、各種
会議等に対応するための会議室が四室
あるが、相談専用の個室はない。

来庁者からプライバシーに関わるよ
うな相談があったときの相談場所とし
ては、各課の一部を間仕切りなどで区
切ったスペースを利用し、プライバ
シーに配慮している。

(三) 現庁舎ではスペース的に設置
が難しいため、間仕切りなどで区切つ
たスペースや、相談内容に応じて空き
会議室を活用するなどの対応をしてい
る。今後も、相談者のプライバシーへ
の配慮に充分注意しながら、対応して
いく。

問

② (一) 開所以来一箇月半もの

間、道標たる看板は、既に存在
しない「町立大鰐病院」のままであつ
た。開所と同時に新名称を掲げ、関係
者一同「町民の生命、健康を守らん」
との意気込みを示すのがあるべき姿だ

と思う。何故、このような事態になつ
たのか、ご説明を願いたい。

(二) これから厳冬期を迎え、積雪
凍結という過酷な現実と直面する。通
所者の通行の安全は確保されるのか。

・ 冬期に限らず、そもそも車は建物
の入り口まで行けるのか。また、駐車
場は何処か。

・ 凍結、積雪時の急勾配の坂道を通
行する歩行者、特に老人、車イスに対
する配慮は如何になっているか。

・ 県道から診療所までの道順は、誘
導の矢印もなく初めての来所者には、
不親切に感じるとの声を聞く。診療所
をとりまく外的環境が「明瞭さを欠
く」「不親切」との指摘をどう受けと
めるか。

(三) 「診療所整備基本構想及び基
本計画」の中に、新施設における職員
配置計画がある。職員配置に関しスリ
ム化を図るとあるが、十月一日の開所
時点でのような人員配置がなされた
のか。各部門の人員の開所前後の数字
を示してほしい。

答

② (町長)

(一) 診療所開所に看板設置が

間に合わなかった理由として、看板設置工事額が高額であったことから、構造やデザインについて再検討する必要が生じ、看板設置業者と協議を重ね、新構造及び新デザインとしたことにより日数を要したものの。

また、看板の設置場所に関しても、診療所整備事業の全体が完了していない状況を踏まえ、残工事への影響等を新たに考慮する時間が必要となったことから、設置時期が遅れが生じたもの。町民及び診療所を受診された患者様へ混乱を招いた事態については、この場をお借りしてお詫びする。

(二) 診療所は旧大鰐病院の駐車場に建設したことから、解体工事中の駐車場確保には大変苦慮している。診療所整備事業計画の駐車場は、病院の解体跡地に約四十台分を確保することとしている。また、浸水災害対策として、診療所の基礎を嵩上げしたことにより勾配が生じているが、解体後には町道の付け替えを考慮しており、全体を嵩上げすることで勾配は緩和されると認識している。現在の状況においては、利用者の皆さんに大変ご不便をお掛けし、申し訳なく思っている。町立大鰐

診療所においては、旧病院施設のようなポーチ内への車両進入及び入口への車付けは、歩行者の安全確保のため、構造上できないもの思っている。

今後の診療所整備事業においての外構工事で、診療所正面玄関前のポーチに車を直接横付けできるように整備計画としており、これにより、足の不自由な方や高齢者、車いすの方々については、駐車場から歩くことなく、診療所入口付近での一時的な停車により、比較的近い距離で診療所建物へアクセスすることが可能であると認識している。

現在の駐車場については、蔵館大通りからの診療所入口付近に約十台、診療所駐輪場横へ七台、内二台分が身障者用、診療所から福祉センターへの町道沿いに約十台駐車可能となっている。さらに、臨時駐車場として診療所施設の町道を挟んだ向かい側にある個人所有の土地を借用し、臨時駐車場として約三十台分を確保している。歩行者に対する配慮について、現在整備されている駐車場と町道の繋ぎ目は、診療所施設内への浸水災害対策として基礎地盤の嵩上げを行った

ことから、勾配がついている状況である。冬期間においては、当該勾配部分の凍結により転倒する恐れがあることから、滑り転倒防止の対応策を早急に講じる。

診療所までの誘導について、旧病院施設の陰となり、また、仮囲いの設置に伴い診療所が見えない状況から、特に初めてお越しになる方には、配慮が足りなかったと思っている。そのため、解体工事施工業者と協議し、診療所を案内する表示物及び誘導する矢印表示物を設置した。

(三) 診療所の開所日である令和五年十月一日時点においての各部門の人員配置は次のとおり。

医師五名。看護師二十六名。准看護師一名。看護助手二名。薬剤師一名。検査技師三名。放射線技師二名。理学療法士一名。管理栄養士一名。事務職員八名の、合計五十名。

これらの人員配置については、いずれの部門においても、九月の病院業務から翌月の十月一日の診療所開所時では変わりはない。診療所整備基本構想及び基本計画における職員配置については、類似団体の人員配置を参考とし

て計画したものの。

現在の職員配置数と計画計上値を比べると、医師が二名の減、看護師が二名の増、准看護師が一名の増、検査技師が二名の増、放射線技師が一名の増、事務職員が三名の増、合計で七名の増となっている。

今後、人事異動や退職者不補充による人員削減を計画的に実施する必要があると認識している。一方で、当該基本構想及び基本計画については、令和元年十二月に策定したもののだが、その後発生した新型コロナウイルス感染症の世界的感染拡大下においては、医療体制の逼迫や看護師の確保、また、感染症対策に係る諸対応に一定の人員確保が必要な状況である。

現在、新型コロナウイルス感染症は感染症分類上も第五類へと移行となっているが、新たな感染症等への迅速な対応をとるためには、引き続き、一定数の人員確保が必要であると考えらるで、ご理解をいただきたい。

①女性の課題に寄り添った包括的支援について

②雪対策について



竹内 富士子 議員

問 女性が仕事と家庭・子育てを両立して働けるための支援について、どのように取り組んでいくのか以下2点について伺う。

(一) 子育て女性に対するメンタルヘルス支援のための家庭教育講座の開催について、今後の実施は可能か伺う。
(二) 女性の就労支援について、具体的に取り組んでいることがあるのか。

答

① (教育長)

(一) 家庭教育は、文部科学省によると、親やそれに準ずる人が子供に対して行う教育のことで、家族のふれ合いを通して、子供が、基本的な生活習慣や生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやり、基本的倫理観、自尊心や自立心、社会

的なマナーなどを身につけていく上で重要な役割を果たしているものとされている。

教育委員会では、小中学校の保護者を対象とした家庭教育講座をやりたいとの考えはあったが、ここ数年はコロナ禍の影響などもあり、実施に至っていない。

次年度はぜひ実施したいと考えているが、子育て女性に対するメンタルヘルス支援という内容は、子供への教育を目的とした内容ではないため、この講座では馴染まない印象がある。

実施内容については今後考えていくことになるが、まずは、子育てについて新たな視点や気付きを得られる、そして、日々の活力を得られるような講座を企画し、子育て女性を応援・支援していく。

答

① (町長)

(二) 本町の取り組みとして、内部的なものでは、女性職員を対象とした県のキャリア研修の参加を促し、女性ならではのライフイベントと仕事の両立を目指していけるような職場環境となるよう努めている。

また、女性だけではなく男性も育児休暇を取得することで、育児の積極的な参加を促し、女性の育児負担を少しでも軽減させ、女性が社会進出しやすく、働きやすい、男女ともに仕事と生活の調和がとれるような仕組みづくりを目指している。

事業所等への直接的な取り組みは現在行っていないが、まずは内部の環境を整え、町の取り組み内容や育児休業取得率等の実績を、ホームページで公表することにより、対外的に施策を広めていく。

問 ② (一) 高齢者世帯の除雪への対応について、本町での高齢者に対する対応、対策を伺う。
(二) 間口の置き雪の対応として、除雪車シャッター(サイドシャッター付きプラウ)の活用、及び高齢者世帯・障害者世帯の間口の置き雪の対策についてどのようにお考えか伺う。

問

② (一) 高齢者世帯の除雪への

対応について、本町での高齢者に対する対応、対策を伺う。

(二) 間口の置き雪の対応として、除雪車シャッター(サイドシャッター付きプラウ)の活用、及び高齢者世帯・障害者世帯の間口の置き雪の対策についてどのようにお考えか伺う。

(三) 融流雪溝の整備と利用時間について、現在までの整備状況と今後の方向性及び課題、融流雪溝の利用時間について伺う。

(四) 雪寄せ場・雪置き場について

て、現在の町の雪置き場はどこか伺う。

答

② (町長)

(一) 高齢者から除雪に関する相談があった場合は、除雪作業を実施している業者、若しくはシルバー人材センター、又は社会福祉協議会のボランティア除雪などを紹介している。

本町では、昨年度から、地域除雪活動への支援を実施しており、これは、地域団体が、除雪困難者の生活道路の除雪を行う共助の取組みに対して、助成金の支給などを行うもの。

また、今回の補正予算では、中山間地域における高齢者世帯等の除雪など、集落機能を強化する取組みに対し、交付金の加算を行うこととしている。

なお、特例措置ではあるが、今年二月に豪雪対策本部を設置した際には、民生委員に除雪困難者の把握を行っていただき、町職員が生活道路の点検や除雪を実施した。

(二) 「サイドシャッター付きプラウ」は、除雪機械に備わる装置で、交差点や住宅地など、雪を残したくない場所、雪こぼれを防ぐために使用されており、シャッターを閉めることで、

置き雪が低減する有効なものと認識している。本町については、左右のブレード形状を九通りに変化する「汎用プラウ」を採用しており、「サイドシャッター」以上の性能で、幅広い除雪に対応しているところ。

また、高齢者や身体障害者世帯へは可能な限りブレードの角度を調整しながら、玄関間口に雪が入らないようにする対応は可能であるので、置き雪処理が困難な世帯には適宜対応していく。

(三) 現在、本町にある融流雪溝の施設は、整備延長一万六千五百三メートル、十四地区で利用されている。今年度から苦木地区へ事業着手しており、今後「唐牛・森山」地区を予定しているが、両地区ともに水源確保が課題である。融流雪溝の利用時間については、地域ごとに異なるが、朝・昼・晩のそれぞれ三時間程度利用できる。

(四) 今年度の雪置き場は「旧サープール駐車場」のみとしているので、降雪状況を判断しながら早めの運用に努めていく。

①町所有の除雪車について



三浦 道広 議員

問 町所有のタイヤショベルは、古いタイヤショベルだと平成九年式、次が平成十一年式となり二十年を経過している機械が小型車も含めて七台中四台となっている。

近年は毎年、除雪シーズン中に故障して度々、整備に出されているように見受けられる。町の方でも数年前から順次新しいタイヤショベルに更新をしているが、今後もタイヤショベルの更新の予定はあるのか伺う。

答

①(町長)

現在、本町にある除雪機械は平成九年式から令和四年式の除雪ドーザー七台と平成十九年式の散布車一台、平成三十年式のロータリー除雪車一台の計九台を保有している。

二十年以上経過した除雪ドーザーが四台あり、老朽化に伴う大規模な修繕費用が発生する前に、更新する必要があ

ると考えている。また、昨今の社会情勢により、車両の長納期化問題を考えると、町の除雪業務に支障をきたす前に、対策を講じる必要があるものと認識している。

このことを踏まえ、国の補助事業等を活用しながら計画的な導入に向けて努めていく。

①観光案内所設置について

②ふるさと納税寄附について

③町内廃校屋内施設の活用について



藤田 賀津彦 議員

問 ①JR奥羽線の特急停車駅、弘南鉄道の始発・最終駅、歴史ある神社仏閣、温泉など観光素材がたくさんあり、県及びグランピオニー津軽が大鰐の観光客誘致宣伝に注力しているなかで、町に観光案内所がないことに疑問を感じる。

弘前市都市整備部、弘南鉄道は大鰐線の廃線を避けるための一環として、

季節ごとにイベント列車を運行させ国内外から観光客誘致。来年一月からソウル―青森便の定期便就航、その後の台湾(桃園)便の予定など、観光客来町見込みの根拠はたくさんある。

また、町内へUターンした若者による地域活性化を目的とした積極的広報・誘客活動の成果が徐々に表れている中で、駅舎内、または駅周辺への観光案内所設置は今後地域を活性化させるためには必要に思うが、如何か。

答

①(町長)

観光案内所の設置について、観光案内に関する問い合わせに対しては、企画観光課において、宿泊施設や観光スポットなどの情報を提供し、要望があれば都度、パンフレットを送付するなどの対応をしている。

令和三年度末に地方創生交付金事業の終了をもって、大鰐温泉観光案内所を閉鎖したが、現在でも地域交流センターc o m eへの観光案内の問い合わせは多いため、プロジェクトおおわに事業協同組合と連携し、最新かつ正確な情報を共有しながら、お客様に満足いただけるよう努めている。また、

情報発信という点では、十二月十五日に町の公式LINEがスタートする。

公式LINEでは、町内のスポット検索も可能となっております。観光スポットの基本情報をより早く、より簡単に調べることができるようになっていくので、より多くの方に活用いただけるよう情報発信に努めていく。

観光案内所の設置については、その必要性について関係団体と協議しながら、慎重に判断していく。

問

②ふるさと納税寄附金額が年々増加していることが度々報道されている。

二〇一六年「さとふる」がポータルサイトを立ち上げたと同時に寄附金額が増加し、近年では大手企業がポータルサイトに参入している。

昨年は宮崎県都市が納税受け入れ額、約百九十六億円で日本一になった。

肉製品・海産物・果物などが人気の返礼品のようだ。

町はふるさと納税の寄附をどのよう認識しているのか、寄附件数・金額、そして今後、寄附金額を増額していくための施策はあるのかどうか伺う。

答

② (町長)

ふるさと納税は、町にとって非常に重要な財源であり、さまざまな施策を実現するために有効な手段であると認識している。

令和四年度の寄附実績は、千二百二十二件で千七百五十七万円であった。

令和五年度の十月末現在の実績は、三百四十二件、五百八十七万七千円で、四年度の同時期と比較すると、九十九件、二百三十七万二千円の増加となっている。

五年度の新たな展開として、ふるさと納税を募集するポータルサイトを一つ増やしたことで、返礼品として宿泊クーポン券等を追加したことなどが挙げられる。

今後についても返礼品の充実を図るとともに、それらの情報をホームページやLINEなどを通じて、積極的かつ効果的にPRし、より一層ふるさと納税を促進したいと考えている。

問

③今年のプロ野球ドラフト会議において、当町出身の成田晴風選手が見事埼玉西部ライオンズからドラフト四位指名を受け、子どもたちへ

大きな夢と希望を与えてくれた。成田選手は大鰐小・中学校を卒業され練習条件には決して恵まれたと言えない状況であったが、人一倍の努力を重ねる夢の舞台をつかんだ。

また、東北学童軟式野球大会において「あじやらBBC」が見事優勝し十二月の全国大会出場を決めている。全国大会決定後も雨天時は幾度と町外室内練習場へ出向き練習を行い、父兄・指導者へ負担が掛かっている。

野球ばかりではないが、町内のスポーツをされている子どもたちの潜在能力は我々の想像を遙かに超えている。スポーツの町復活を目指し、子どもたちの素質を引き出し、父兄・指導者の負担を軽減する上で廃校施設の活用を考えていただきたい。

答

③ (町長)

成田晴風選手がプロ野球の埼玉西武ライオンズからドラフト指名を受けたことについては、町民として大変誇らしいことであり、心よりお祝い申し上げますとともに、今後のご活躍を期待する。

廃校の利活用について、現在、旧長

峰小学校において、ドローンスクールとして土地・建物の無償貸付けを行っている。

また、旧大鰐第二小学校については、国民スポーツ大会準備室の執務室として利用することになっており、利用に向けた施設の準備作業を実施している。

中南地域県民局地域整備部に問い合わせたところ、今回の国スポ準備室のような事務的な利用では問題ないが、不特定多数の人が出入りするような体育館の貸し出しなどは、法令基準を満たすための建物の用途変更が必要であると確認している。

現状の校舎・体育館を用途変更するためには、大規模改修が必要となる。旧大鰐第二小学校について、これまでも町民体育館化の検討をしているが、多額の改修費が見込まれているため、具体化できていない。

また、本町の公共施設は、役場庁舎の件も含め、大規模改修の時期を迎える施設が多数あるので、廃校利用についても、十分に財政面を考慮した対応が必要となることを、ご理解いただきたい。

① 町民の暮らしの足について

② 今後の鳥獣問題について

③ 大鰐らしい景観について



高橋 浩二 議員

問

①時代の流れとともに大鰐も商店が減り、車社会と言われながら免許返納で車に乗らない人が増えた。お店やスーパーまで歩いていく、町内の病院や診療所に行くのも大変だそう。それはタクシーやデマンドバスだけではカバーしきれない、町内を移動する手段が自分の足しかない、そういう高齢者がたくさんいる。

若い人や車を運転している人には想像し辛いだろうが、高齢者にとって買い物に行くのが困難、病院に行くのが困難というのは大変大きな問題である。町としてはこのような問題をどのようにお考えか。

答

① (町長)

町民の暮らしの足について、高齢者の移動支援は、健康維持と社会参

加を促進するために非常に重要な問題だと認識しており、安全安心に目的地に移動できるようなサポートが必要だと考えている。

今月、デマンドバス三路線の地区において住民説明会を実施する予定だが、町民の意見や要望を伺い、利用者のニーズに合わせたサービスに見直すことで、移動環境の充実を図っていく。

問

②今年是全国的に熊の被害が増えた。背景には山中の餌が激減した上に猪や日本鹿が増え熊の食べるものがさらに減ったこともある。熊は学習能力があり里に出てくる熊は人や大きな音に驚かなくなっている。人的被害を出さないためにも猟期に入ったら猟友会の実施隊員に積極的に猪や日本鹿を駆除してもらい、大鰐本来の自然環境に戻しつつ必要な熊の駆除もしていき、野生動物に人が危険だと認識させることが必要。しかし現状は猟友会も会員が減り若い人が少ない。この状況を変えるためにも猟友会の実施隊員に限り保険や狩猟者登録費用を補助するという考えはあるのか。

狩猟するためのランニングコストは

ばかにならない。これでは有害駆除をして町を守りたいという気持ちがあっても経済的負担が多いことから必要な実施隊員の人数を確保するのは困難である。実施隊員を増やし育成することは野生動物による人的被害と農作物の被害の減少に直接つながる。このようになかなか表面には見え辛い狩猟者の経済的負担問題に対し町はどのように考えているのか。

答

② (町長)

今年、全国的に農地や市街地でのクマの出没、人的被害が連日のように報道されていた。本町においては、りんご等農産物の被害が多く発生したものの、幸いにも現時点において、人的被害が発生しなかったことに安堵している。

町における令和五年度の鳥獣対策として、まず県猟友会大鰐支部の各種活動費用に係る補助。次に捕獲わな等の導入費用に係る補助。さらに鳥獣被害対策実施隊員確保・養成のため、免許取得費用に係る補助について予算化し対応している。

今年度からは、鳥獣被害対策実施隊

員の日額報酬四千五百円を、鳥獣の捕獲等の活動時間や業務の負担を考慮して、日額八千円に引き上げ、実施隊員の処遇改善に努めているところ。

町では、今後の鳥獣対策として、これまでの対策に加え、国の「鳥獣被害防止総合対策交付金」の対象である、クマ等の捕獲頭数に応じた活動経費や、実施隊員が新規に猟銃を購入する場合の補助等、県猟友会大鰐支部の意見を聴きながら、経済的負担の軽減に努めていく。

問

③第六次大鰐町振興計画に「中心市街地の魅力づくりと大鰐らしい景観軸の形成」と書いてある。

大鰐の中心を流れる平川は大鰐の魅力でもあると思う。そして平川親水公園は川の流れや音を身近に感じられるとても素敵な親水公園だと思う。しかし残念ながら町民からは汚いと言われる。町民から汚いと言われる親水公園は観光客の目にどう映っているのか。せっかく魅力のある親水公園があるのだから「いつも綺麗」にできないものか。平川親水公園を町はどのように考えているのか。

答

③ (町長)

平川親水公園は昭和六十三年
から平成九年度までの十年間
で、地域住民や観光客にも「うるお
いとやすらぎ」を感じられる
川として水辺空間の整備を行
った。

現在の親水公園は、昨年の大
雨被害に伴い、河川管理者で
ある県による土砂の浚渫など
を実施したが、景観はまだ
まだ良好な状態ではない。

親水公園の管理については、
土砂の浚渫や雑木伐採など、
大きな予算の絡む案件は、
今までどおり河川管理者で
ある県へお願いしたいと考
えているが、通常の草刈りな
どは、県と協議のうえ町で
実施するなど、良好な景観
の確保に努めていく。

① 町の情報発信としてのSNS活
用について

② 「医療的ケア児」の災害避難
対応について

③ 産後ケア事業が2024年度
末までに希望者全員が対象
になることについて

④ 在宅介護世帯への助成につ
いて



山谷 博子 議員

問

① (一) 十二月中旬リリースの
大鰐町公式LINEの概要につ
いて詳細をお知らせいた
だきたい。また、スマホが
詳しくない高齢者への対
応はどのように考えている
のか。

(二) 町の魅力発信の宣
伝媒体として、動画投稿
サイト、YouTubeチャ
ンネルの開設を考えてほ
しいという町民からの要
望があった。ユニークな
団体や人の魅力など、観
光を含め積極的に発信す
る広報チャンネルを持つ
ことについてどのように
考えるか。

答

① (町長)

(一) 公式LINEの概要は、
町の公式アカウントとし
て開設するもので、十二
月十五日に「わにLINE」
の愛称でスタートする。

メニューの概要につ
いて、「メインメニュー」
は、既存のホームページ
に掲載しているお知らせ
情報などにアクセスし
やすい環境を整えてい
る。

「町の魅力」メニュー
は、主に観光客向けの
コンテンツを集約してい
る。「防災」メニュー
は、災害発生時に活用
できる機能のほか、気
象情報などの平時から
活用が見込まれるコン
텐츠をピックアップし
て画面に配置してい
る。

高齢者への対応とし
ては、来年度以降も引
続きスマホ講座等を開
催することで、LINE
に限らず、高齢者の
方々もデジタル化の恩
恵が得られるよう、「誰
も置き去りにしない」
デジタル化を目指して
いく。

(二) 町の魅力発信の
宣伝媒体としての広報
チャンネルについて、
現時点では専用チャ
ンネル開設の予定はな
い。まずは、公式LINE
をしっかりと活用し、
機能充実を図っていく
と同時に

に、既存の広報媒体
を含めた情報発信方
法のすみ分けを行い、
より効果的な情報
発信を行っていき
たい。

問

② 生まれつきの病
気のために日に常
的に医療サポート
が必要な「医療的
ケア児」の人数と、
またその方たちが
災害や停電の際に
安心して非難でき
るように町ではど
のような支援を考
えているのか、今
の現状と今後の取
り組みについて伺
う。

答

② (町長)

本町が把握してい
る医療的ケア児は
三人である。現在、
そのうち一人につ
いて、個別避難計
画を作成している。

計画の策定に当た
っては、ご家族や、
医療・福祉の関
係者、民生委員
など、多くの方
々と話し合いを
重ねており、避
難先となる施設
の視察なども行
っている。

今後も、関係機
関等と連携し、
順次、計画の作
成を進めていく。

問

③ 今年六月三十
日付でこども家
庭庁より、支援
が必要な方は誰

でも支援が受けられるという通達が各自治体にあった。二〇二四年末まであと一年、町はどのような産後ケア事業を考えているのか、今後の方向性について伺う。

答

③ (町長) 産後ケア事業は、居宅訪問型、

宿泊型、通所型の三種類があり、本町では、居宅訪問型を実施している。産婦健康診査や産婦訪問などにおいて、支援を必要とする方を把握し、保健師が居宅を訪問して保健指導などを行い、必要に応じて関係機関と連携を図りながら支援している。

宿泊型と通所型については、委託先が確保できないため、実施していない。これらに関しては、町単独で実施することは困難であるため、県の支援などを仰ぎながら、実施体制の整備をしていく。

問

④ 家族介護慰労金は、非課税世帯で要介護度四または五と認定

された方が対象であるが、

(一) この慰労金の支給を受けた世帯は何件あったのか。

(二) 現在、在宅介護(自宅で)をしている世帯は何世帯あるのか。

(三) 非課税・課税世帯に関わらず、町民は金銭的な不安をかかえながら介護しており、要介護二または三の方を介護している世帯にも慰労金を出してほしいが、このことについてどのように考えるか。

答

④ (町長)

(一) 家族介護慰労金については、申請に関する相談はあるものの、平成二十一年度の一件を最後に、近年では、支給実績はない。

(二) 要介護認定を受けている方のうち、特別養護老人ホームや介護老人保健施設などの施設サービスを利用している方を除くと、六百九十五人いる。ただし、これには、有料老人ホームやグループホームに入所している方、長期入院の方なども含まれるため、正確な人数は把握できない。

(三) 家族介護慰労金は、国の地域支援事業実施要綱に基づいて実施しており、介護サービスを受けていない中重度の要介護者を、現に介護している家族を慰労するための事業。

国の要綱では、要介護三以上を対象としており、対象となる介護度を引き下げることは可能なので、介護保険運営協議会の意見なども参考にしながら、検討していく。

① 子育て支援について



前田 一裕 議員

① 一月から十二月まで生まれた年間データでは、令和三年二十五人、令和四年二十一人、令和五年十七人予定一人が、現在の町の状況である。

そこで、オムツ・ミルクに係る家庭負担軽減を、社会福祉協議会に委託し子育て世帯を応援する予定はあるか伺う。

答

① (町長)

本町では、令和四年度から伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業を行っている。全

ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につながる歩行型相談支援の充実を図るとともに、妊娠・出生の届出を行った妊婦・子育て世帯等に対し、出産・子育て応援給付金を支給するもの。

出産・子育て応援給付金は、妊娠の届出を行った妊婦に対して五万円、出生の届出を行った養育者に対して五万円を支給するもの。

給付金は、出産育児関連用品の購入費、家事・子育てサービス利用料など、出産・子育てに係る費用の経済的負担の軽減を図るためのものであり、オムツ代やミルク代に対する支援も含まれているため、現在のところは、追加の支援は考えていない。

今後、県において様々な子育て支援策が講じられると思われるので、しっかりと対応できるよう努めていく。

令和5年度全国統一防火標語

火を消して

不安を消して つなぐ未来



雪片付けや雪下ろしに気をつけて！

2月4日は立春と呼ばれるように暦上では春が始まる日となっています。しかし春が始まるといってもまだまだ寒い日が続いています。雪の晴れ間に雪片付けや雪下ろしにと精を出しているのではないのでしょうか。

しかし、この雪片付けや雪下ろしによる事故が例年後を絶ちません。事故を未然に防ぐため次の5つのことに注意しましょう。

- ①屋根雪を下すため屋根に上るときは身体にロープ等を結び、もう片方を雪止め等に固定するなどして転落しないようにしましょう。
- ②はしごを使用する際はしっかりと固定してから使用するようにしましょう。
- ③雪が積もった屋根の下に入らないようにしましょう。
- ④除雪機に詰まった雪を除去する際は必ずエンジンを止めてから行いましょう。
- ⑤融雪溝への転落を防ぐため雪切網は絶対に取り外さないようにしてください。

油流出事故にご注意ください！！

灯油等の流出事故が多く発生しています。側溝等に流れ出すと河川へ流出し、重大な環境汚染を引き起こし、「水道や農業用水が取水できない」、「魚がへい死する」などの人々の生活や動植物に多大な影響を与える恐れがあります。

【流出事故を防ぐために】

家庭では…

- ホームタンクなどから灯油を小分けする時は、絶対にその場を離れないようにしましょう。
- ホームタンクは安定した場所に設置し転倒防止を行ってください。
- 配管やタンクの定期点検に努め、バルブの閉め忘れに注意しましょう。

●冬期間は、屋根からの落雪による配管の破損・脱落や、ホームタンクの転倒に注意しましょう。また、除雪による配管の破損にも気をつけてください。

事業所では…

- 油をタンクへ補給するときは、吹きこぼしや、オーバーフローに注意しましょう。
- タンク周囲の流出防止対策（防油堤など）や配管に異常がないか定期的に確認しましょう。
- 油の在庫を定期的に確認し、平時より減りが早くないか注意してください。
- 廃油は専門業者に委託するなど適正処分してください。

●冬期間は、屋根からの落雪による配管の破損・脱落や、除雪による配管の破損に細心の注意を払ってください。

冬期間の対策

- 降雪前に除雪作業の支障となる物件について把握しておく。
- タンクや突出している配管が屋外にある場合は、冬期間（降雪前）に目印をつけたり、損傷防止措置をする。
- 日頃から、施設の定期点検を実施する。

事故が発生したら…

- ①発生源の流出防止対策を講じる（至急、消防署・役場に連絡）
- ②敷地外に流出しないよう、土のう等で防止対策を講じる
- ③敷地内外に流出した物質を回収・除去

■大鰐町内の火災・救急発生状況

(令和5年12月末累計)

| | 令和5年 | 前年比 |
|----|------|------|
| 火災 | 3件 | +2件 |
| 救急 | 449件 | +23件 |



特殊詐欺の被害をなくそう！

【宅配便で現金を送ることはできません！】

●青森県内の特殊詐欺発生状況（令和5年暫定値）

認知件数は97件（前年比+58件）、被害金額は約3億4,564万円（前年比+約5,956万円）未然防止件数は87件（前年比+30件）。

令和5年に認知した97件のうち、56件が架空料金請求詐欺でした。

架空料金請求詐欺とは、架空の名目を理由にお金をだまし取ることです。

今回は、そのうちの「パソコンのウイルス除去費用名目」をかたる手口をご紹介します。

●パソコンのウイルス除去費用名目の手口

パソコンを操作中に警告音が鳴り、画面に「ウイルスに感染しました。サポートセンターはこちら。」などと表示され、画面に表示された電話番号に電話をかけると、「修理代としてコンビニで電子マネーを買って、コードを教えてください。」などと指示されます。

⇒ 一度支払うと、理由をつけて何度もお金を要求されます！

携帯電話を使用しながらATMを操作している方や、コンビニで多額の電子マネーを購入しようとしている方を見掛けたら、「詐欺じゃないですか」と声掛けをお願いします。身に覚えのないお金の話は一人で対応せず、必ず家族や知人、最寄りの警察署または交番・駐在所にご相談ください。

■警察相談専用電話 ☎#9110 ☎017・735・9110

サイバーセキュリティ月間です

2月1日から3月18日は政府の定める「サイバーセキュリティ月間」です。

不審なメールによる情報漏えい被害や個人情報の流出など、生活に影響を及ぼさないように県民の皆さん一人ひとりがサイバーセキュリティについての関心を高めましょう。

★日常における情報セキュリティ対策★

①修正プログラムの適用

- ②セキュリティソフトの導入及び定義ファイルの最新化
- ③定期的なバックアップの実施
- ④パスワードの適切な設定と管理
- ⑤メールやショートメッセージ（SMS）、SNSでの不審なファイルやURLに注意
- ⑥偽のセキュリティ警告に注意
- ⑦スマートデバイスのアプリや構成プロファイル導入時の注意
- ⑧スマートフォン等の画面ロック機能の設定
- ⑨他人に見られたら困るプライベートな写真や動画は撮らない、第三者に送らない

「運転適性相談窓口」を活用してみませんか？

●運転適性相談窓口とは

運転に支障がある病気等にかかった方やそのご家族等からの相談のほか

- ・運転に不安のある方
 - ・運転免許証の返納についてお悩みの高齢者の方
 - ・上記にあてはまる方のご家族等
- からの相談も受け付けております。

運転適性相談窓口は、

- ・青森県運転免許センター
 - ・八戸、弘前、むつ自動車運転免許試験場
 - ・県内各警察署
- に設置しております。

希望する相談場所へ事前にお問い合わせの上、ご相談ください。

●安全運転相談ダイヤル（#8080）

病気や身体に障害を有する方の運転免許の取得に関すること、高齢者等の運転の継続に関すること、運転免許証の返納に関することなどのご相談を受け付けております。

- ・全国統一の電話番号
- ☎#8080（シャープハレバレ）
- ・受付時間
- 午前9時から午後4時まで
- （土・日・休日及び年末年始を除く）

■お問合せ

青森県警察本部交通部運転免許課
高齢運転者等支援係 ☎017・782・0081



2月のおすすめレシピは・・・

ほうれん草と バナナのマフィン



| 材料名 | 分量 (直径6cm型の カップ4個分) |
|------------|---------------------------|
| ほうれん草 | 50g |
| バナナ | 120g |
| ホットケーキミックス | 100g |
| 卵 | 1個 |
| A 牛乳 | 50ml |
| 砂糖 | 小さじ1 |

◆作り方

- ①オーブンは180℃に予熱しておく。
- ②ほうれん草はゆでて水にさらし、水気をきって、細かく刻む。
- ③半量のバナナをボウルでつぶし、②とAを加えて混ぜ合わせる。
- ④残りのバナナを輪切りにする。
- ⑤カップに③を入れて、上に④をのせる。
- ⑥オーブンに入れ、180℃で25～30分焼く。

★気になる栄養価（1人分）は？

エネルギー /153kcal、たんぱく質 /4.8 g、脂質 /3.1 g、炭水化物 /27.1 g、食塩相当量 /0.3 g

★レシピのポイント！

ブレンダーやミキサーがある方は、材料を一気にまぜるとより簡単です。

※レシピは町ホームページにも掲載しています。

～今月の栄養コラム～

ほうれん草に豊富に含まれる葉酸は、赤血球の生産を助けるため貧血予防におすすめです。また、細胞の生産や再生を助けるため、体の発育にも重要なビタミンです。妊婦や妊娠前の女性は、特に意識的に摂ってほしい栄養素です。

大鰐町民は野菜の摂取量が少ないです。
食事に野菜をたくさん取り入れましょう！



■レシピに関するお問合せ

保健福祉課健康推進係 ☎55・7149 (直通)



行事予報



2月

■天候等による日程の変更にご注意ください

9日(金)～3月13日(水) ○町・県民税申告相談

3月

9日(土) ○大鰐中学校卒業証書授与式

15日(金) ○大鰐小学校卒業証書授与式

24日(日) ○消防出初式

■毎月20日は、健康の日です。自分のできることから取り組みましょう。

■12月受付分

戸籍の窓口

(※順不同、敬称略。大鰐町に届け出し、希望された方のみ掲載しています。)

お誕生おめでとう

お子さん(地区名)

- ・水野 りひろ (唐牛)

おくやみもうします

亡くなった人(年齢)地区名

- ・棟方 宏 藏 (90歳) 蔵館2
- ・成田 フ サ (90歳) 蔵館1
- ・藤田 セ ツ (83歳) 唐牛
- ・相馬 つ せ (97歳) 島田
- ・木田 ト ミ (95歳) 三ツ目内A
- ・神 昭 男 (76歳) 三ツ目内B

大鰐町の人口と世帯数

令和5年12月末日現在

| | |
|------|---------|
| 人口 | 8,470人 |
| 前月比 | -22人 |
| 男 | 3,904人 |
| 女 | 4,566人 |
| 平均年齢 | 57.1歳 |
| 世帯数 | 4,074世帯 |
| 前月比 | -6世帯 |



第2回 青森県医療者講演会のお知らせ

脳卒中・心臓病のケアと医療を考える

～多職種による地域連携～

●主催

青森県・弘前大学医学部附属病院 脳卒中・心臓病等総合支援センター

●とき

3月12日(火) 午後6時から午後7時15分まで

●ところ

ZOOMにて配信

●内容

①「小児期から成人期までの一貫した循環器病の診療支援」
循環器病を有する患者・家族への支援体制の構築について、
講師：弘前大学大学院医学研究科 医療安全学 教授 大徳 和之

②「先天性心疾患の子どもの医療、保健、福祉」
成長発達を支援し生活を支える、
講師：弘前大学医学部附属病院 小児看護専門看護師 齋藤 身和

●参加費 無料

●定員 100名

●申込方法

①ホームページの「第2回医療者講演会」から
②2次元バーコード内登録フォームから

③お電話・メールにて申し込み

※当日参加、当日キャンセルも可能です。

〒青森県・弘前大学医学部附属病院 脳卒



中・心臓病等総合支援センター
☎39・5459
noushincenter@hirosaki-u.ac.jp

令和6年度申込受付中 「奨学金制度」のお知らせ

大鰐町では、経済的な理由で修学が困難な方を対象に「奨学金制度」を実施しております。

『奨学金制度』の申込書類は、学務生涯学習課(旧大鰐第二小学校内)に備えておりますので、どうぞご活用ください。

1. 奨学金の額

①高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程の生徒
月額10,000円

②大学(専門職大学、大学院、専門職大学院、短期大学、専門職短期大学を含む)又は専修学校の専門課程の学生
月額30,000円

2. 貸与の期間

奨学金を貸与する期間は、入学する学校の正規の修業期間です。なお、引き続き上級学校へ入学した際は、その正規の修業期間を貸与の期間として継続できます。

3. 奨学金の返済

学校卒業後1年間を据え置いて、15年以内(貸与の期間が4年以内のときは、10年以内)の半年賦、又は年賦で返済。

4. 申込期限(書類提出期限)

令和6年3月25日(月)

大鰐町教育委員会 学務生涯学習課(大鰐町中央公民館) ☎48・3201

青森県民公開講座のお知らせ

●とき 2月20日(火) 午後3時～午後4時まで

●ところ

①弘前大学医学部コミュニケーションセンター12階(100名)

②弘前大学医学部附属病院1階 脳卒中・心臓病等総合支援センター(10名)

③ZOOMにて配信(100名)

●内容

・脳卒中後の維持期のリハビリについて
佐藤 翔さん(弘前大学医学部附属病院 医療技術部 リハビリテーション部門 理学療法士)

・脳卒中後の在宅医療について
佐藤 誠人さん(弘前大学医学部附属病院 脳卒中・心臓病等総合支援センター 社会福祉士)

・個別相談会(希望者のみ)

●参加費 無料

●申込方法

・ホームページの「第5回青森県民公開講座」から
・お電話・メールにて申し込み
・下記QRコードから

※当日のお申込みやキャンセルも可能です

〒青森県・弘前大学附属病院 脳卒中・心臓病等総合支援センター

☎39・5459
noushincenter@hirosaki-u.ac.jp



家畜(鶏含む)飼養者の皆様へ

【令和6年定期報告の時期になりました】
平成23年度に、家畜伝染病予防法の一部が改正され、家畜(鶏を含む)飼養者は毎年定期報告することが義務付けられました。次の家畜の飼養者は忘れずに報告するようお願いいたします。

●報告対象

①鶏(青森シャモロック、比内地鶏、烏骨鶏、軍鶏、チャボ、声良鶏、金八など含む)、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥、だちよう

②鳥類以外(牛、馬、豚、山羊、めん羊、いのしし、鹿)

●報告内容

令和6年2月1日時点の頭羽数

●報告様式

「定期報告書」様式は大鰐町役場農林課窓口で配布します。

つがる家畜保健衛生所
ホームページにも掲載しています。

●提出方法

大鰐町役場農林課まで郵送または持参してください。

●報告期日

令和6年3月1日(金)まで
〒青森県・弘前大学附属病院 脳卒中・心臓病等総合支援センター
☎0173・42・2276
☎55・6574(直通)

大鰐町農林課

〒0173・42・2276

☎55・6574(直通)

大鰐町農林課

〒0173・42・2276

☎55・6574(直通)

大鰐町農林課

〒0173・42・2276

☎55・6574(直通)

大鰐町農林課

〒0173・42・2276

☎55・6574(直通)

大鰐町農林課

合葬墓に関するアンケート調査の結果について

令和5年10月に行いました「合葬墓に関するアンケート調査」の集計結果をご報告いたします。

今回の合葬墓に関するアンケートに多くの皆様よりご協力をいただきありがとうございます。お寄せいただいたご意見は今後の合葬墓整備を検討するうえで参考とさせていただきます。

●調査目的 合葬墓に関する町民のニーズ把握のためアンケートを実施

●調査対象 大鰐町在住の18歳以上の町民 800名（住民基本台帳からの無作為の抽出）

●調査方法 郵送による調査表を送付し返信封筒による郵便回収

●調査期間 令和5年10月4日から10月31日まで

●回収結果 328件（回収率41.0%）

集計結果（紙面の都合上一部のみ掲載しております。）

墓の保有状況について

| ある又は受け継ぐ予定がある | ない又は受け継ぐ予定がない | わからない |
|---------------|---------------|---------|
| 283 (86%) | 26 (8%) | 16 (5%) |

■お問合せ 住民生活課生活環境係 ☎55・6563（直通）

墓の保有場所について

| 大鰐霊園 | 町外 | 町内寺院地 | 町内集落地 | 不明等 |
|---------|---------|----------|-----------|----------|
| 21 (6%) | 30 (9%) | 59 (18%) | 175 (53%) | 43 (14%) |

合葬墓整備について

| 整備希望又は検討すべき | 整備不要 | わからない等 |
|-------------|----------|---------|
| 254 (77%) | 49 (15%) | 25 (8%) |

合葬墓整備を行う必要について

| 引継ぎに不安がある、管理人が不在 | 子孫への負担軽減のため | 従来より負担軽減 |
|------------------|-------------|------------|
| 105 | 130 | 55 |
| 個人管理不要 | 町営の安心感 | 宗教へのこだわり不要 |
| 114 | 143 | 87 |
| その他 | | |
| 13 | | |

アンケート結果の詳しい状況については町ホームページまたは3番窓口で閲覧できます。

第一一九回俳句箱入選句

優秀賞

●投句数

| | |
|---------|------|
| 小・中学生の部 | 二二二句 |
| 高校・一般の部 | 二二二句 |
| 合計 | 二四五句 |

令和五年十月～令和五年十二月

●小・中学生の部

おぼけだぞハロウィンはたのしいな
わたしはねゆうやけそらがとてもすき
おつきさまよるになつたらついでくる
マリーゴールドみんなちがつてさいている
ふゆのそとはんそでがまん男の子
ラムネびんせんをぬくときドキドキだ
スキー場動物足あととアートみたい
大掃除雪もほこりも宙をまう
鯛雲飛行機雲も大空に
窓の外聞こえる声は夏のもの

| | | |
|-------|----|-------|
| 大鰐小学校 | 一年 | 藤田ゆいな |
| 大鰐小学校 | 一年 | 富士心寧 |
| 大鰐小学校 | 一年 | 小堀すみれ |
| 大鰐小学校 | 二年 | 木田風咲 |
| 大鰐小学校 | 二年 | 三浦莉琉 |
| 大鰐小学校 | 三年 | 葛西咲乃 |
| 大鰐小学校 | 五年 | 森山仁子 |
| 大鰐小学校 | 六年 | 浅利悠羽 |
| 大鰐小学校 | 六年 | 田澤晴佳 |
| 大鰐中学校 | 二年 | 下山芽依 |

●高校・一般の部

雲海はワニの吐息と見つけたり
秋の蝶ひらひらと舞う露天風呂
大鰐の湯から眺める秋の雲
旅人と浸かる足湯や山粧う
湯の街の駅に降りたき月もあり
秋徹雨畑終いに土固め

| | |
|--------|------|
| 八戸市 | 品田郁夫 |
| 弘前市 | 笠原奉明 |
| 弘前市 | 吉井聡美 |
| 大鰐町 | 白川堅介 |
| 弘前市 | 木村匡 |
| 弘前市 | 野呂秀紀 |
| 福岡県糸島市 | |

3歳児健診 むし歯のない子

12月の3歳児健診でむし歯が無かった
子どもたちを紹介します！



ひろせ ななせ
廣瀬 七星 ちゃん
(三ツ目内B)



にがわら いちか
二川原 一華 ちゃん
(大鰐7A)



つしま みつは
對馬 三華 ちゃん
(大鰐6B)



ささき はじめ
佐々木 甫 くん
(森山)



とのさき り
外崎 ひよ莉 ちゃん
(居士)



ふきた なぎと
吹田 渚柊 くん
(蔵館5B)



おの ひまり
小野 陽茉梨 ちゃん
(八幡館)

●広報おおわには町のホームページでも公開しています 【URL】 <http://www.town.owani.lg.jp/>



今月の表紙

会場は子ども達の明るい笑い声に包まれていました。また、一生懸命創意工夫しながら作業している姿がとても印象的でした。

詳細は2ページの「楽積み木広場が開かれました」をご覧ください。

広報おおわに No.745
令和6年2月号

発行 大鰐町
編集 大鰐町総務課

〒038-0292
青森県南津軽郡大鰐町大字大鰐字
羽黒館5番地3
TEL 48・2111
FAX 47・6742
H P <http://www.town.owani.lg.jp/>
発行部数 4,000部



わになってみんなポカポカ 大鰐町



大鰐町H.Pへ
ジャンプします